

## 議案第10号

### 愛西市税条例の一部改正について

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが図られ、個人番号の記載を不要とすることによって、本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第 号

### 愛西市税条例の一部を改正する条例

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）

第89条第2項第2号中「及び個人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条第2項第1号及び第147条第1号において同じ。)」を加える。

第139条の3第2項第1号中「個人番号又は」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。